

組 合 規 約 (連合おきなわユニオン)

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この組合は連合おきなわユニオン(以下組合という)という。

【組合の性格】

第2条 組合は、連合沖縄に加盟している労働組合である。

【所在地】

第3条 組合は那覇市西3 - 8 - 14 : 連合沖縄事務所内に置く。

第2章 目的と活動

【目 的】

第4条 組合は、組合員どうしが信頼しあい、力を合わせて、組合員の労働条件の維持・改善と、組合の社会的・経済的地位の向上を目指す。活動は労使対等の原則にたつて、経営が民主的に行われるように努め、企業の健全な発展、あわせて社会の発展に役立つことを目的とする。

【活 動】

第5条 組合は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 組合員の雇用と権利を守り、労働条件の維持・改善に関すること
2. 組合員の公正な身分・処遇の実現に関すること
3. 組合員の共済・福利厚生に関すること
4. 組合員を増やす活動および連合運動に参加し、連合の発展に努める活動
5. 会社経営の民主化に関すること
6. 同一の目的を持つ他の団体との連携、協力に関すること
7. その他、組合の目的達成に必要なこと

第3章 組合員

【資 格】

第6条 組合員になるためには、加入申込書を執行委員長に提出し、この組合の承認を得る。しかし、労働組合法で定められている「従業員の雇い入れ、解雇、昇進、異動または査定に関し、直接権限を持つ者」は除外する。

組合加入時には、組合費の前納を必要とする。

【資格喪失】

第7条 組合員は次の各号のどれかひとつに当てはまるときには、資格を失う。

1. 労働組合法に定められている「従業員の雇い入れ、解雇、昇進、異動または査定に関し、直接権限を持つ者」に該当したとき
2. 組合を除名されたとき
3. 脱退を組合が認めたとき

【平等の原則】

第8条 どの組合員も平等に権利と義務をもつ。そして、どのような場合でも、人種・宗教・信条・性

別・家柄または身分によって、組合員の資格を奪われることはない。また、いかなる差別待遇をも受けることもない。

【組合員の権利】

第9条 組合員は次の権利をもつ。

1. この規約とこの規約にもとずいて定められた規定にしたがって、選挙をする権利、選挙される権利
2. この規約とこの規約にもとずいて定められた規定にしたがって、会議に出席して、発言する権利
3. 罰則処分に対する弁護の権利
4. 会計帳簿を閲覧する権利
5. 役員解任を求める権利
6. 組合の運営や役員活動の報告を求め、または批判する権利

【組合員の義務】

第10条 組合員は次の義務を負う。

1. この規約と、組合の決議した事項を尊重し、それにしたがう義務
2. 組合の機密を保持する義務
3. 会議に出席する義務
4. 組合費を納入する義務

但し、執行委員会の決定で、傷病による休暇者と育児休業者に対しては組合費を免除することができる。

第4章 組合の組織

第1節 総則

【組織】

第11条 組合は、次の組織で運営する。

1. 大会
2. 執行委員会

第2節 大会

【定義】

第12条 大会は組合の最高決議の場所で、組合員と執行委員会で構成される。ただし、執行委員会の構成員は議決権はない。

【開催の条件】

第13条 大会は定例会と臨時大会とし、執行委員長が招集する。定例会は年1回、原則として11月に開催する。

臨時大会は、次の各号のひとつに当てはまる場合、招集しなければならない。

1. 執行委員会が必要と認めたとき
2. 組合員総数の3分の1以上の要求があったとき

【招集】

第14条 大会を開催する場合は、その日時、場所、議案を、開会の10日以前に組合員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの日数を短縮することができる。

【大会の成立】

第15条 大会は組合員総数の3分の2以上の出席で成立する。

【委任】

第16条 やむを得ない事情により、組合員が大会に出席できないときは、他の組合員に、その権限を委任状により委任することができる。

ただし、同じ人が2名以上の委任を受けることはできない。

【大会で決めなくてはならない事項】

第17条 次の事項は大会の決議を必要とする。

- 1．組合規約の改廃
- 2．労働協約（包括的労働協約）の締結、改廃
- 3．活動方針の決定
- 4．役員を選任と解任
- 5．予算・決算とそれに係わる事項
- 6．他団体への加入・脱退に関する事項
- 7．組合員の賞罰に関する事項
- 8．ストライキに関する事項
- 9．組合の解散
- 10．その他、執行委員が特に必要と定めた事項

【成立】

第18条 大会の決議は、出席組合員の3分2以上の同意がなければ成立しない。

【特別決議】

第19条 前条の規定があるが、第17条第1号、第6号、第7号、第8号については組合員総数の3分の2以上、第9号については組合員総数の4分3以上の同意がなければならない。この条の採決は、すべて、組合員の直接無記名投票を必要とする。

【議事運営】

第20条 大会の議事運営に関しては、この規約により行う。規約にない部分は連合沖縄規約を準用する。

第3節 執行委員会

【定義】

第21条 執行委員会は、規約と大会の決定に従って業務を行う組織である。構成メンバーは別の条で定める。

但し、緊急事項に関しては、大会の決議がなくても執行できる。

【開催】

第22条 執行委員会は、次の場合はいつでも開催する。執行委員長が招集する。

- 1．執行委員長が必要と認めたとき
- 2．執行委員総数の4分1以上の要求があったとき

【会議の成立】

第23条 執行委員会は執行委員総数の3分の2以上の本人出席によって成立する。

【委任】

第24条 執行委員に事故が等があった場合には、他の執行委員にその権限を委任することができる。

【議事の決定】

第25条 執行委員会の議事は、出席執行委員の3分2以上の同意をもって決定する。

【議長】

第26条 執行委員会の議長は、執行委員長がつとめる。執行委員長に事故等があった場合には執行副委員長が代行する。

第5章 役員

【役員】

第27条 組合に次の役員を置き、執行委員会を構成する。ただし、会計監査は除く。

執行委員長	1名
執行副委員長	若干名
書記長	1名
執行員	若干名
会計監査	2名

【役割】

第28条 執行委員長は組合を代表し、組合業務の全責任を負う。

執行副委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故等があったときにその職務を代行する。

書記長は、組合日常業務の責任者として業務を行う。

執行委員は、執行委員会の一員として、規約と大会の決定にしたがって、組合運営の責任を負う。

会計監査は組合の会計を監査する。

【選出】

第29条 役員は定例大会において、組合員の直接無記名投票で選出される。

【任期】

第30条 役員の任期は、定例大会から翌年の定例大会までの1年間とする。ただし、任期満了になっても、後任者に引き継ぎを完了するまでは、その職務の遂行について義務を負うことにする。

【辞任】

第31条 役員が辞任する場合は、大会の承認を必要とする。

【資格喪失】

第32条 役員は任期中でも、次の場合はその資格を失う。

1. 組合員の資格を失ったとき
2. 辞任が認められたとき
3. 第45条の規定による懲罰を受けたとき
4. 不信任が決議されたとき

【欠員と補充】

第33条 役員に欠員が生じたときは、すぐに補充をしなければならない。補充した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会計

【収入】

第34条 組合の活動経費は、次の収入で行う。

1. 組合費
2. 臨時組合費
3. 寄付金
4. その他の収入

【組合費】

第35条 組合費は月額1人1,000円とする。金額の変更は大会で行うことができる。徴収した組合費は

原則として返却しない。

【会計年度】

第36条 組合の会計年度は、9月1日から翌年8月31日までとする。

【予算】

第37条 組合の予算は執行委員会で作成し、大会の承認を得なければならない。

【決算】

第38条 組合の決算は、毎年度末にすべての財源と使途、主要な寄付者の氏名など、現在の経理状況を示す会計報告書を作成し、会計監査と大会で委嘱した職業的に資格のある会計監査人による監査を受け、正確であるという証明とともに大会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 争議及び闘争体制

【争議の目的】

第39条 組合は第4条の目的達成のため、ストライキその他の争議行為を行うことができる。

【争議行為の開始】

第40条 争議行為の内、ストライキを行うときは、全組合員の投票を保証できる期間を設け、直接無記名投票で組合員の過半数の賛成を得なければならない。

【争議指導の責任】

第41条 争議を行う場合は、大会の決定にもとづいて、執行委員会が責任を負う。

【争議行為の指令権】

第42条 争議行為は執行委員会が指示する。

【争議行為の終了】

第43条 争議行為の終了は、大会の決定による。

第8章 表彰

【表彰】

第44条 組合に貢献し、功労のあった組合員を、大会の決議により表彰することにする。具体的なことはその都度決定することにする。

【懲罰】

第45条 組合員が、次の各号のひとつに該当した場合、執行委員長は、大会の決議により、その組合員に対し、戒告・権利停止または除名を行うこととする。

1. 組合の規約または決議に違反した者
2. 組合の統制秩序を乱した者
3. 組合の名誉を毀損した者
4. その他、組合員として不都合な行為をした者

第9章 附則

第46条 この規約についての解釈や疑問点の解明は、執行委員会が責任をもって行う。そして、その内容については、一番近い大会での承認を必要とする。

第47条 この規約は、2002年2月 日より効力をもつ。